東京都主任介護支援専門員研修受講者調布市推薦基準

第1 目的

この基準は、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(以下「都実施要綱」という。)に基づき、東京都主任介護支援専門員研修(以下「研修」という。)受講者を東京都に推薦するうえで必要な事項について、次のとおり定める。

第2 対象者

都実施要綱に定める要件を満たす者とする。

第3 推薦基準

次に掲げる要件全てに該当したうえで、総合的な活動状況等が推薦に該当すると調布市が認め た者を東京都に推薦する。

- (1) 事業所の要件(事業所の適格性の確認)
 - ア 事業所の実地検査(東京都,調布市の実地指導等)の結果に特に問題がなく,指導等が 終結していること又は終結する見込みであること。
 - イ 集団指導,事業所向け説明会等に参加していること。
- (2) 受講を希望する介護支援専門員の要件
 - ア 調布市地域包括支援センター又は関係機関と連携し、支援困難事例のケアマネジメント に取組んだことがあること。

調布市地域包括支援センターの介護支援専門員については、支援困難事例のケアマネジメントを担当又は支援したことがあること。

- イ 調布市及び調布市地域包括支援センター等が行う研修会,事例検討会,情報交換会及び 地域連携会議等に積極的に参加していること。
- ウ 研修終了後,最低1年間は,引き続き調布市内で働く予定があること。
- エ 介護支援専門員調布連絡協議会(以下「協議会」という。)に加入し、研修会を含めて、 積極的に出席していること。
- オ 勤務する事業所において、指導的な立場(役職)にあること。

第4 選考(審査)

審査は、提出書類等により、推薦を受けようとする者の考え方、資質等を十分に確認し行う。 提出書類について、東京都が定めるもののほかは、次のとおりとする。

- (1) 推薦依頼書兼受講要件該当確認書
- (2) 小論文
- (3) 推薦を受けようとする者が現在ケアマネジメントを行っている利用者の居宅サービス計画 (第1表~第5表)のうち、任意で選ぶ一つ

調布市地域包括支援センターの介護支援専門員については、介護予防サービス・支援計画表(A表~E表, E表別紙)

(4) 前号に係る「基本情報シート」及び「リ・アセスメント支援シート」

第5 推薦

第4に定める選考(審査)を踏まえ、推薦の可否及び推薦の順位を決定する。

なお、調布市地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所が適正に事業を実施することができるよう、調布市地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員及び指定居宅介護支援事業所の管理者として職務に従事することを目的として配置される者を優先的に推薦する場合がある。

第6 研修修了後の協力等

推薦を受けようとする者が調布市の推薦を受けて研修を修了したときは、次の協力等を行う。

- (1) 調布市及び調布市地域包括支援センター等が行う研修会,事例検討会,情報交換会,地域連携会議及びケアプラン点検等,主任介護支援専門員の役割を担う事業に積極的に参加すること。
- (2) 協議会が行う活動,事業の計画・企画運営及び派遣依頼等に可能な限り協力をすること。
- (3) 調布市及び調布市地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。
- (4) 地域のニーズ,課題等を把握し情報共有を図るとともに,他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと。
- (5) 「リ・アセスメント支援シート」を積極的に活用すること。
- 2 前項に規定する協力等について、推薦を受けようとする者は法人と十分に協議し、法人がそ の活動に配慮することの同意を得ること。
- 3 主任介護支援専門員研修修了者として、調布市地域包括支援センター及び介護サービス事業 者等への情報提供に同意すること。
- 4 勤務先の変更・退職時には、調布市の主任介護支援専門員担当まで、その旨を連絡すること。

第7 雑則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和3年5月1日から施行する。